

3 文 科 教 第 9 6 号  
令 和 3 年 4 月 1 6 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 都 道 府 県 知 事  
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項  
の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長  
各 国 公 私 立 大 学 長 殿  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長  
厚 生 労 働 省 医 政 局 長  
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局 長  
義 本 博 司  
( 公 印 省 略 )

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 長  
瀧 本 寛  
( 公 印 省 略 )

文 部 科 学 省 高 等 教 育 局 長  
伯 井 美 徳  
( 公 印 省 略 )

子 供 や 若 者 を 性 暴 力 の 当 事 者 に し な い た め の  
「 生 命 ( い の ち ) の 安 全 教 育 」 の 教 材 等 に つ い て ( 通 知 )

性 犯 罪 ・ 性 暴 力 は 、 被 害 者 の 尊 厳 を 著 し く 踏 み に じ る 行 為 で あり 、 そ の 心 身 に 長 期 に わ た り 重 大 な 悪 影 響 を 及 ぼ す も の で あり 事 事 から 、 そ の 根 絶 に 向 け た 取 組 や 被 害 者 支 援 を 強 化 し て い く 必 要 が あり ます 。

令 和 2 年 6 月 に 政 府 が 決 定 し た 「 性 犯 罪 ・ 性 暴 力 対 策 の 強 化 の 方 針 」 ( 以 下 「 強 化 の 方 針 」 と い う 。 ) で は 、 子 供 た ち が 性 暴 力 の 加 害 者 、 被 害 者 、 傍 観 者 に な ら な い よ う 「 生 命 ( い の ち ) の 安 全 教 育 」 を 推 進 す る こ と と さ れ 、 わ か り や す い 教 材 や 啓 発 資 料 、 手 引 書 等 を 作 成 、 周 知 し 、 令 和 3 年 度 か ら 4 年 度 に か け て 、 地 域 の 実 情 に 応 じ て 段 階 的 に 教 育 の 現 場 に 取 り 入 れ ら れ る よ う に す る と さ れ て お り ます 。

ま た 、 高 等 教 育 機 関 に お い て も 新 入 学 生 へ の 周 知 を 行 う こ と で 理 解 の 促 進 を 図 る こ と が 求 め ら れ て お り ます 。

こ の た め 、 文 部 科 学 省 と 内 閣 府 が 協 力 し て 、 「 生 命 ( い の ち ) の 安 全 教 育 」 を 実 施 す る 際 に 活 用 で き る 発 達 段 階 に 応 じ た 教 材 や 啓 発 資 料 及 び 指 導 の 手 引 き 等 を 作 成 し ま し た 。 本 教 材 等 は 文 部 科 学 省 ホ ー ム ペ ー ジ か ら ダ ウ ン ロ ー ド が 可 能 で す 。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」

URL：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html)

については、各位におかれても本教材等について十分了知されるとともに、強化の方針の趣旨を踏まえた教育・啓発の強化に向けた本教材等の積極的な活用について御協力をお願いします。

本教材等について、各都道府県教育委員会教育長におかれては、市（指定都市を除く。）区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）に対して、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては、所管の学校及び学校法人等に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校設置会社に対して、国公立大学法人の長におかれては、その設置する学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長におかれては、その設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体の長及び文部科学大臣所轄学校法人理事長におかれては、その設置する学校に対して、大学を設置する学校設置会社の代表取締役におかれては、その設置する大学に対して、厚生労働省医政局長及び厚生労働省社会・援護局長におかれては、所管の専修学校に対して、御周知くださるようお願いいたします。

（参考）ダウンロード可能な教材等

①教材、啓発資料

(1) 幼児期

(2-1)小学校(低・中学年)

(2-2)小学校(高学年)

(3) 中学校

(4) 高校

(5) 高校(卒業直前)・大学・一般〔啓発資料〕

②指導の手引き

③保護者向け案内ひな形

④生命(いのち)の安全教育概要資料〔別添資料〕

【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

電話：03-5253-4111(内線 3268、3073)

# 生命（いのち）の安全教育について

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、その根絶に向けた取組を強化していく必要があります。令和2年6月に政府の「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定されました。

性犯罪・性暴力の根絶に向けて、誰もが、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、令和2年度から4年度までの3年間で、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、教育・啓発の強化等の実効性ある取組を速やかに進めていきます。

この方針を踏まえ、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進することになりました。については、教職員各位におかれても「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」について十分に知らされるとともに、生命の安全教育の趣旨を踏まえた教育・啓発の強化等について御協力をお願いいたします。

## 1. 生命の安全教育 概要

- ・ 発達の段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育を実施します。
- ・ 具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目指すものです。

### 対象

幼児（就学前の教育・保育）、小学校、中学校、高校、大学等

※特別支援教育では、障害のある児童生徒等の個々の障害の状態や特性及び発達の状態等を踏まえた指導を実施。

### 実施方法

児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえて、教材・指導の手引きを活用しつつ、生命の安全教育を実施。

このほか、学校教育活動全体で性暴力被害防止に向けた取組も実施。

## 2. 教材・指導の手引きの内容

- ・ 文部科学省と内閣府が連携し、有識者の意見も踏まえ、生命の安全教育のための教材及び指導の手引きを作成しました。
- ・ 指導の手引きには、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示しています。
- ・ 児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、各学校の判断により、教育課程内外の様々な活動を通じて本教材を活用することが可能です。なお、各教科等の授業の中で本教材を使用する場合は、各教科等の目標や内容等を踏まえた上で、適切に使用するようご注意ください。
- ・ 生命の安全教育に関する保護者への案内例も作成しました。保護者や地域の人材等の理解を得ながら、教育の推進をお願いいたします。

### 主な教材の内容

#### 【幼児期】

- ・ 「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・ 相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・ いやな触られ方をした場合の対応 等



#### 【高校】

- ・ 自分と相手を守る「距離感」について
- ・ 性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクシュアルハラスメントの例示）
- ・ 二次被害について
- ・ 性暴力被害に遭った場合の対応 等



#### 【小学校】

- ・ 「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・ 相手の大切なところを、見たり、触ったりしない
- ・ いやな触られ方をした場合の対応
- ・ SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



#### 【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・ 性暴力の例
- ・ 身近な被害実態
- ・ 性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・ 性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



#### 【中学校】

- ・ 自分と相手を守る「距離感」について
- ・ 性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・ 性暴力被害に遭った場合の対応 等



#### 【特別支援教育】

- ・ 小・中学校向け教材を活用しつつ、児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の状態等に応じた個別指導を実施。



各段階の教材・指導の手引きは、以下のサイトよりダウンロードできます。各学校において、授業等での教材の投影・配付等をお願いいたします。文部科学省ホームページ：「性犯罪・性暴力対策の強化について」

(URL) [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html)

### 3. 教材例

- 各校や地域の状況等に応じて適宜内容の加除、改変も可能。
- 幼児向け教材は、プール等の生活の中の場面を捉えて、教材を切り分けて使用。
- 中学生・高校生向け教材には、登場人物がどのように行動すればよかったを考えるワークも実施可能な事例を掲載。

#### 幼児向け 教材例

みずぎでかくれるところは  
じぶんだけの  
だいじなところだからだよ

いろいろひとにみせるところじゃないんだね!

くち・かお もだいじだよ!

#### 中学生向け 教材例

### 性暴力の例【デートDV】

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、結婚している相手など親密な間柄の相手からふるわれる暴力のことです。恋人同士の間で起こる暴力のことを「デートDV」と言います。

どんなことがデートDVになるの？

身体的暴力	精神的暴力	性的暴力	経済的暴力

- 暴力を手段として、相手を思いどおりにしたり、一方的に言うことを聞かせようとします。
- 殴る、蹴るといった体に対する暴力だけでなく、相手をバカにしたり無視をするといった行為もDVです。

こんな思い込みをいませんか？

- 相手を独占したり、束縛しやすることが愛情表現
- 愛が強いほど暴力は許される
- 男は強引なほうが多い、女は素直にしたがうもの

親しい間柄でも自分と相手の気持ちを大切にしましょう

- 自分がいやだと思ったことはいやと言える
- 相手がいやがることはしない

#### 小学生（低・中学年）向け 教材例

ワークシート

じぶんだけのたいせつなところを  
さわられていやなきもちになったら、  
どうすればいいかな？

#### 高校生向け 教材例

### 性暴力が起きないようにするためには

性暴力の被害者と加害者を生まないためには、自分を大切に、相手も大切にして、相手よりよい人間関係をつくっていくことがとても大事です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながっていきます。

自分を大切に	相手を大切に	暴力をゆるさない
自分の下着姿や裸の写真を撮ったり、送ったりしない	相手の下着姿や裸の写真を送らせたり、SNSに投稿したりしない	誰かの性的な写真が送られてきたら、そのままにしないで信頼できる人に相談しましょう

SNS等を通じた被害を例にすると・・・

STOP! STOP! STOP!

#### 小学生（高学年）向け 教材例

### SNSを使うときに気をつけること

SNSでやりとりしている相手は  
本当に信らいい人なのかな？

SNSで若い人だと思いこんでやりとりしていて、仲良くなってきたから	その人と実際に会ってみることにした！
① ②	③ ④
④ ③	② ①
車に連れ込まれそうに・・・	待ち合わせ場所に行ってみたら、出ていた人とまったくちがっていて

#### 高校生（卒業直前）・大学生・一般向け 啓発資料例

（※生徒等の状況等を踏まえ、必要に応じ指導）

### お互いの心と体を大切にするために

—性暴力のない社会に向けて—

誰もが自分の心と体を尊重される権利を持っています。しかし、望まない性的な行為によって、その権利が侵害されてしまいます。この冊子には、自分の心と体を大切に、周りの人の心と体も大切にするためのヒントが書かれています。一人で、あるいは知らない人と一緒に読んで、今日から自分に何ができるかを考えてみましょう。

目次

- 性暴力とは
- どのような被害が起きているの？
- 身近でこのような被害が起きている
- 性暴力が起きないようにするには
- 困った時はどうすればいいの？
- 相談先